

九州経済産業局における法令違反への対応状況(2024年度)

2025年4月
九州経済産業局
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法^(注)の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が2024年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の11事業者に対して産業部長名による文書注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。(以下2. 参照)

2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分/品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ○硬貨計数機 ○紙幣計数機	一般消費者	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・自主検査記録不備 ・不適正での表示販売	・技術基準適合未確認については、検査機関に適合検査を依頼し、適合を確認。 ・自主検査を再度行い記録を保存。 ・製品事故が発生した場合は直ちに当該商品の自主回収。
【輸入事業者 B】 ○コンセント付家具	試買テスト	・技術基準に不適合	・不適合箇所について自社改修し、適合を確認。 ・販売済み製品について、販売先に連絡し、改修部品と取り付けマニュアルを送付。 ・事故が発生した場合、賠償責任等を持って対応。

<p>【輸入事業者 C】 ○その他の調理用電熱器具</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 ・不適正での表示販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合箇所について自社改修し、適合を確認。 ・販売済み製品について、自社HPにて告知を行い希望者へは、無償交換。 ・事故が発生した場合は、返金等の賠償責任にて対応。
<p>【輸入事業者 D】 ○その他の工作用又は工芸用の電熱器具 ○サーキュレーター ○超音波加湿機</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールにより今回の技術基準違反について、お知らせするとともに希望者へは、返金対応。 ・事故が発生した場合、賠償責任にて対応。
<p>【輸入事業者 E】 ○装飾用電灯器具</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 ・不適正での表示販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売済み製品について、自社HP上で通達し全品回収。 ・事故、異常が発生した場合には、回収及び賠償責任にて対応。
<p>【輸入事業者 F】 ○超音波加湿機</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社HPにて今回の技術基準違反について、お知らせするとともに希望者へは、返金対応。
<p>【輸入事業者 G】 ○電灯付家具</p>	<p>試買テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合箇所について自社改修し、適合を確認。 ・回収等の告知を自社HPにて告知し、連絡があったものは、引取後、修理交換後、再納品。 ・事故、異常が発生した場合には、賠償責任にて対応。

<p>【製造事業者 H】 ○電気スタンド</p>	<p>nite立入検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無届出 ・技術基準適合未確認 ・不適正での表示販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合確認を検査機関へ依頼し適合を確認。 ・自社ホームページにて販売の中止と使用停止を告知。 ・事故、異常が発生した場合には、賠償責任にて対応。
<p>【輸入事業者 I】 ◇直流電源装置 ○電気湯沸器 ○電気香炉</p>	<p>事業者からの自主報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無届出 ・技術基準適合未確認 ・適合証明書無保存 ・不適正での表示販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合確認を検査機関へ依頼し適合を確認。 ・適合同等証明書(副本)の交付を受け、入手・保管。 ・自社ホームページにて告知を行い、返品・交換の希望があった場合には無償で対応。
<p>【製造事業者 J】 ○電気乾燥器</p>	<p>nite立入検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合未確認 ・自主検査不備 ・不適正での表示販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合確認を検査機関へ依頼し適合を確認。 ・自社ホームページにて告知を行い、返品・交換の希望があった場合には無償で対応。
<p>【製造事業者 K】 ◇直流電源装置 ○リチウムイオン蓄電池 ○その他の採暖用電熱器具</p>	<p>nite立入検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不備 ・自主検査未実施 ・技術基準適合確認不備 ・適合証明書未取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合確認を検査機関へ依頼し適合を確認。 ・自社ホームページにて販売の中止と使用停止を告知。 ・事故、異常が発生した場合には、賠償責任にて対応。

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。